

諮問番号：令和7年度諮問第1号

答申番号：令和7年度丹行服答申第2号 答申書

## 答申書

### 第1 審査会の結論

行政不服審査法第46条第1項の規定により、本件各過料処分を取り消すのが相当である。

### 第2 事案の概要

本件は、審査請求人が、処分庁が丹波市水道事業給水条例（以下「水道条例」という。）に基づき令和6年9月13日付け丹水道第530号により審査請求人に対して科した5万円の過料処分（以下「本件水道過料処分」という。）及び丹波市下水道条例（以下「下水条例」という。）に基づき同日付けでした丹下水第490号により審査請求人に対して科した5万円の過料処分（以下「本件下水過料処分」といい、本件水道過料処分と本件下水過料処分を併せて「本件各過料処分」という。）の取り消しを求める事案である。

### 第3 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

##### （1）弁明の機会の付与について

審査請求人は、本件各過料処分について弁明の機会が与えられなかった。

##### （2）処分事由該当性について

審査請求人は、給水装置及び排水設備の工事を信頼できる業者に依頼したのであり、自らはその施工には関わっていない。

また、審査請求人は、業者が必要な届出を行っているか知る立場にはなく、許可申請が必要であることについても事前に知らされていなかったため、法的な義務は全く認識していなかった。当該義務については法律の専門家ではない一般市民が認識することは困難である。

本件においては、業者が届出義務を果たさなかったことが問題であり、責任の所在は業者にある。業者の手続ミスによる過料が審査請求人に科せられることは不公平であり、審査請求人に対する過料の制裁は不当である。

##### （3）本件各過料処分の相当性について

本件各過料処分の金額は極めて高額であり、一般市民にとって生活が困難になり得る。

交通違反の罰則などとは異なり、本件については、審査請求人自身に反省すべき点が何もない。審査請求人自身が罰則を受けるべき理由が無いにも関わらず、生活を圧迫される過料を科されることは、不当である。

過料の金額について幅を持たせることができるにも関わらず、一律で高額な請求がなされることは、不合理である。

通常、過料は業者に対して科されるべきものであり、発注者に支払わせることは例外的な対応であると考えられる。本件においては、過料を支払うべき業者が既に亡くなっているという特殊な状況である。このような場合に、発注者に対して過料を支払わせることは非常に厳しい対応である。

## 2 処分庁の主張の要旨

### (1) 弁明の機会の付与について

処分庁は、審査請求人に対し、本件各過料処分をする前に、弁明の機会を付与した。

具体的には、令和6年8月23日、15時頃、審査請求人及び事業者が丹波市役所春日庁舎に来庁し、本件水道過料処分に関しては水道課職員が、本件下水過料処分に関しては下水道課職員が、それぞれ面談し、過料の制度などを口頭により説明のうえ、審査請求人から本件に関する事情を聴く機会を与えた。

処分庁は、同日、審査請求人から本件の経緯について口頭で事情の説明を受けるとともに、その説明内容と同様の内容の顛末書を受理している。

### (2) 処分事由該当性について

#### ア 本件水道過料処分について

審査請求人は、水道条例第38条第1号及び第2号に該当する。

水道条例第38条第2号所定の同条例第7条の規定に違反した者に発注者を含むと解する理由は以下のとおりである。

丹波市では、水道法第16条の2第1項の規定に基づき、給水装置の構造及び材質が水道法施行令に定める基準に適合することを確保するために、「指定給水装置工事事業者」を指定することで給水装置工事の適正な施工を確保している。

よって、指定給水装置工事事業者以外の者による施工は、公衆衛生上の大きな被害を及ぼしかねず、同条第3項のとおり、給水契約の申込みを拒むことのできる重大な事案であり、より厳格に対処する必要があることから、主体的に工事を行うために自らの意思で指定給水装置工事事業者以外の者に依頼した発注者も対象に含むと解している。

#### イ 本件下水過料処分について

審査請求人は、下水条例第44条第1号及び第2号に該当する。

下水条例第44条第2号所定の同条例第7条第1項の規定に違反して排水設備等の工事を実施した者に発注者を含む理由は、下水道工事においても水道工事と同様に適正な施工の確保が求められるからである。

このため、排水設備等指定工事店以外の者による施工に対して、より厳格に対処する必要があることから、主体的に工事を行うために自らの意思で排水設備等指定工事店以外の者に依頼した発注者も対象に含む

と解している。

### (3) 本件各過料処分の相当性について

本件各過料処分における過料の金額は、地方自治法第14条第3項に基づき条例に定めることのできる範囲内である。過去の他の違反者に対しても同額の過料を科している。

水道事業と下水道事業は異なる事業（事業体）であり、それぞれ異なる法令（水道法、下水道法）に基づき事業運営を行っている。本件は、別事業、別規定における処罰であり、ここに消極的な評価を与える理由になり得るとは言えない。

酌量減輕を考慮するような事例としては、地震や風水害など自然災害に被災し、給水装置又は排水設備等をすぐに整備しなければ生活に重大な影響を及ぼすなど、緊急かつやむを得ないと考慮される場合などが想定できる。しかし、本件はそのような事例に該当しない。

## 第4 審理員意見書の要旨

### 1 弁明の機会の付与について

地方自治法第255条の3の「弁明の機会」とは、過料の処分を受けることについて意見を表明する機会をいうものと解されるところ、処分庁は、令和6年8月21日、事業者を通じて審査請求人に対し、審査請求人の依頼を受けて当初の事業者が着手した工事が水道条例及び下水条例に違反するものであったことを伝え、当該工事に係る事実経過等について処分庁に報告する機会を与えた上、同月23日、審査請求人に対し、水道課及び下水道課の職員がそれぞれ面談を行い、当該各条例違反が審査請求人に対して過料の処分を行う理由となることを知らせたことが認められ、その際、審査請求人は、自らが本件各過料処分を受けることについて意見を表明することができたものと認められるから、弁明の機会が与えられなかった旨の審査請求人の主張は採用できない。

### 2 処分事由該当性について

#### (1) 本件水道過料処分について

ア 水道条例第4条所定の給水装置工事を「しようとする者」には発注者も含まれるところ、審査請求人は管理者の承認を受けないで、その所有又は使用する物件について給水装置工事の施工を依頼し、現に施工させたのであるから、処分庁が本件水道過料処分において審査請求人に対して水道条例第38条第1号を適用した判断に誤りはない。

また、水道条例は公布及び施行されているものであり、指定給水装置工事事業者の制度についても丹波市ホームページで周知されていたと認められるから、単に当該義務の存在を知らなかつたことは、その違反に対する責任を免れる理由にはならない。

イ 水道条例第38条第2号の「第7条の規定に違反した者」とは、まさに第7条第1項所定の工事を「施行」した者を指し、その者が同条第2項の規律の対象となっていると考えられるところ、審査請求人は自ら工事を「施行」した者とは認められないから、処分庁が本件水道過料処分

において審査請求人に対して水道条例第38条第2号を適用した判断は誤りである。

(2) 本件下水過料処分について

ア 下水条例第5条所定の排水設備等の新設等を「行おうとする者」には発注者も含まれるところ、審査請求人はその所有又は使用する物件について排水設備等の新設等の工事の施工を発注し、現に施工させたが、当該施工については、下水条例第5条所定の管理者の確認を受けていなかったのであるから、処分庁が本件下水過料処分において審査請求人に対して下水条例第44条第1号を適用した判断に誤りはない。

また、下水条例は公布及び施行されているものであり、下水道排水設備指定工事店の制度についても丹波市ホームページで周知されていたと認められるから、単に当該義務の存在を知らなかつたことは、その違反に対する責任を免れる理由にはならない。

イ 下水条例第44条第2号の規定に該当する者は、その文言及び文理上、まさに「工事を実施した者」であつて、「発注者」は含まれないと解されるから、処分庁が審査請求人に対して下水条例第44条第2号を適用した判断は誤りである。

3 本件各過料処分の相当性について

本件各過料処分については、水道条例第38条第1号及び下水条例第44条第1号のみが適用条項とされるべきであるのに、これを誤り、また、1個の行為が2件の条例違反に該当することによる責任の減少を考慮すべきであるのに、これを考慮せず、2件の条例違反の事実を形式的に捉えて各条例違反に係る過料の上限額である5万円の過料を各別に科すこととした点において、その処分量定の判断が不当であると言える。

水道条例第38条第1号に違反する行為と下水条例第44条第1号に違反する行為は、当該各違反行為に対する責任の程度に軽重の差があるとは認め難いこと、及び当該2件の条例違反に該当する1個の行為について総額として5万円の過料処分を課すことが過重であり不当であるとまでは認め難いことから、本件各過料処分における過料の額は、当該各条例所定の過料の上限額である5万円を按分して各2万5000円とするのが相当である。

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 審理員の事実認定について

審理員が、審理員意見書「意見の理由」「1前提事実」記載の事実関係を前提に、①本件各過料処分について弁明の機会が付与されていたと認定した点、②処分庁が、本件水道過料処分において審査請求人に対して水道条例第38条第2号を適用したこと及び本件下水過料処分において審査請求人に対して下水条例第44条第2号を適用したことが誤りであると認定した点については、当審査会としても妥当であると判断した。

もっとも、審理員が、処分庁が、本件水道過料処分において審査請求人に対して水道条例第38条第1号を適用したこと及び本件下水過料処分にお

いて審査請求人に対して下水条例第44条第1号を適用した判断に誤りがないと認定した点については、当審査会が確認した後記2記載の事実も踏まえれば、妥当ではないと判断した。

## 2 当審査会が処分庁より確認した事実について

当審査会が処分庁に確認したところ、以下の事実が明らかとなった。

発注者が、指定給水装置工事事業者ではない業者に工事を依頼し、同業者が工事を行った場合、発注者は指定給水装置工事事業者ではない業者に工事を依頼している点で水道条例第4条第1項に違反している。また、工事を行った業者は指定給水装置工事事業者ではないにも関わらず工事を行っている点で水道条例第7条第1項に違反している。このような場合、発注者については水道条例第38条第1号により、業者については同条第2号により、発注者と業者それぞれに過料を科すことができるが、処分庁は、そのうち一方にしか過料を科しておらず、双方に過料を科した事例はない。

また、上記のような場合に、発注者と業者のいずれに過料を科すかについて、処分庁は、経緯等を調査した上でいずれに過料を科すのが相当かを判断することはしておらず、顛末書を窓口に持参した者を違反の行為の代表者として過料を科すという運用をしてきた。

水道条例における以上のような運用は、発注者が下水条例第5条第1項に違反し、指定工事店ではない業者が工事を行って下水条例第7条第1項に違反した場合に、下水条例第44条第1号及び第2号により、発注者と業者それぞれに過料を科すことができる場合についても同様である。

当審査会は、以上の事実を前提に、審査請求人に対し、本件各過料処分を科すことが、処分庁の裁量を逸脱するものかどうか検討した。

## 3 判断の理由

- (1) 行政上の秩序罰である過料を科すにあたっては、過料の制裁としての性質に鑑み、責任主義の観点から、違反者に非難可能性が認められない場合には過料を科すことができないと考えるべきである。
- (2) 工事業者は、給水装置工事をしようとする者は管理者の承認を受ける必要があること、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が施工する必要があること、排水設備等の新設等を行おうとする者は管理者に申請し確認を受ける必要があること、排水設備等工事は指定工事店でなければ行えないことについて水道条例及び下水条例で定められていることを、当然、認識しているはずである。

本件で、審査請求人は、給水装置工事及び排水設備工事の発注者である。水道条例及び下水条例については、丹波市ホームページで周知はされているが、給水装置工事施工承認申込書及び排水設備計画（変更）確認申請書の作成は、工事図面や使用材料一覧表もあわせて作成しなければならないことからすると、通常、業者が行うものと考えられる。したがって、発注者については、条例に規定されている手続等について、工事業者と同様の認識を有しているのが通常であるとはいえない。当該発注者が、どのような認識を有していたか確認する必要がある。

- (3) 本件で、審査請求人は、当初の事業者の代表者に宅内給排水工事を依頼している。その代表者は、審査請求人の父親である。審査請求人によれば、

父親は有限会社を退職後、個人事業主として仕事を行っていたことから、指定給水装置工事事業者及び指定工事店（以下、指定給水装置工事事業者と指定工事店を併せて「指定業者」という。）であると認識していたとのことである。しかし、実際には指定業者ではなく、その父親が工事を施工したため、水道条例第4条第1項に定める給水装置工事施工承認申込及び下水道条例第5条第1項に定める排水設備計画（変更）確認申請もされないまま、工事が行われていた。

その工事の途中に個人事業主である父親が死亡し、その後、審査請求人が新たな事業者に未完成の工事を依頼したことから、条例違反が発覚したものである。このような経緯からすれば、審査請求人において、個人事業主である父親が指定業者でないことを認識して工事を発注したものと断定することはできない。

(4) 上記（2）で述べたとおり、発注者については、通常、工事業者と同様の認識を有しているとまではいえないから、当該発注者がどのような認識を有していたか確認する必要がある。

しかし、本件で、処分庁が、発注者である審査請求人に過料を科すにあたり、事実経過等を調査し、審査請求人がどのような認識であったかを確認したり、審査請求人に対し過料を科すのが相当かどうか検討したりした事実は認められない。

処分庁は、審査請求人が当初に発注された業者が処分時に存在しておらず、過料処分を科すことができないため、発注者か工事業者のいずれかに過料処分を科すという処分庁の運用に照らし、審査請求人に本件各過料処分を科したものである。

(5) 以上からすれば、審査請求人には、本件各過料処分を科すことが相当といえるほどの非難可能性があるとはいえない。それにもかかわらず、処分庁が、本件水道過料処分において審査請求人に対して水道条例第38条第1号を適用したこと及び本件下水過料処分において審査請求人に対して下水条例第44条第1号を適用したことは、裁量を逸脱するものであり違法である。

したがって、本件各過料処分を取り消すのが相当である。

以上